

令和 8 年第 5 回上越市議会 9 月会議

文教経済常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第 7 8 号	上越市学校教育施設整備基金条例の制定について	教育総務課	1
議案第 7 3 号	令和 8 年度上越市一般会計補正予算(第 3 号)	教育総務課	2

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 7 8 号
提 出 課	教育総務課

上越市学校教育施設整備基金条例の制定について

1 制定理由

廃校施設の有償貸付に伴う財産貸付収入を積み立て、将来の学校教育施設整備に活用するために必要となる事項を定めるもの

2 主な規定内容

(1) 設置（第 1 条関係）

学校教育施設の整備に要する資金に充てるため、上越市学校教育施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(2) 積立て（第 2 条関係）

基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(3) 管理（第 3 条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することとし、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(4) 運用益金の処理（第 4 条関係）

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、学校教育施設の整備の財源に充てるものとする。ただし、各会計年度において生じた剰余金については、この基金に編入するものとする。

(5) 処分（第 5 条関係）

基金は、学校教育施設の整備のため、その財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(6) 繰替運用（第 6 条関係）

基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

3 施行期日

公布の日

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 7 3 号
提 出 課	教育総務課

歳出科目（P16～P17）	10 款 1 項 2 目	事務局費
---------------	--------------	------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
学校教育施設整備基金積立金	0	650	650

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
財産収入	650	積立金	650

【補正理由】

旧安塚中学校の民間利活用に伴う財産貸付収入を基金に積み立てるため、所要額を増額するもの

【補正内容】

(歳出)

項 目		補正前	補正額	補正後
積立金	学校教育施設整備基金積立金	0	650	650
合 計		0	650	650

※本事業に係る財源については、当初予算の一部を充当するため、歳入予算の増額補正はありません。